

平成26年度那須塩原市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

近年、少子高齢化が急速に進行し家族形態の変化や個人の価値観・ライフスタイルの多様化などにより、社会的孤立や生活困窮、児童や障害者、高齢者に対する虐待など、地域社会において様々な福祉課題や生活課題が生じております。

また、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのために、希薄になってしまった人と人とのつながりや支えあいを再構築することが求められています。

本会では、地域福祉の中核的な推進機関として、地域住民、民生委員・児童委員、専門機関、ボランティアや行政と協働し地域の課題解決や予防に取り組みます。

また、「那須塩原市社会福祉協議会発展強化計画」に基づき、更なる経営の安定化・効率化に努め、サービスの質の向上を図り自らの組織活動の充実強化に努めます。

これらの視点を踏まえ、本会が「地域に必要とされる」「地域に信頼される」組織となるため、職員が一丸となり地域福祉活動を積極的に展開することで、「ともに助け合い支え合い心豊かに安心して暮らせる那須塩原市」の実現を目指してまいります。

II 重点目標

1 発展強化計画の推進

地域福祉を推進する中核的な組織としての役割を果たすため、本会の経営方針を示した発展強化計画に基づき組織運営体制の強化に努めます。

2 地域福祉の仕組みづくりと支援体制の強化

コミュニティワーク推進モデル事業及び地域支援員配置事業をとおして、地域の課題解決のため、地区社協や小地域福祉活動の支援をするとともに、地域に積極的に向き地域のつながりの再構築に取り組みます。

また、自治会等が主体となって進める地域福祉事業に対し地域福祉活動補助金を交付し、小地域活動を支援します。

3 地域福祉活動の拠点づくり

地域での見守りや困りごとへのサポート体制をお互いさまの支援の仕組みとして、ハード面・ソフト面を含めて誰にでもやさしい地域福祉活動の拠点をつくるために地域福祉活動を積極的に推進している事業所等を福祉協力店として登録し、事業所等の地域貢献や社会貢献活動等に関する情報を提供し、地域住民の方々との協働で活気あるふれあいのまちづくりを進めます。

4 社会福祉協議会会員の拡大及びPRの充実

地域と一緒に考え行動することで、地域に見える、必要とされる社会福祉協議会の実現を目指します。これら地域福祉活動の積極的展開や社協だより、ホームページ、マスコットキャラクター「こころまる」を積極的に活用したPR活動を通じて会員の拡充に努めます。

5 介護保険事業の充実

介護サービスを必要とする高齢者は増加しており、在宅サービスの需要は大きくなっています。利用者ニーズを踏まえたよりきめ細かなサービスの提供など、在宅サービスの質の向上に努めます。また、地域福祉の観点から地域支援員との連携を強化します。

6 障害福祉サービスの充実

障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、訪問介護や多機能型事業所、相談支援事業の充実に努めます。また、地域福祉の観点から地域支援員との連携を強化します。

平成25年度より心の里で実施している送迎サービスを、つくし・ふれあいの森においても平成26年度よりサービスを開始します。

心の里については、老朽化した施設の建て替えを進めます。

7 ボランティアの活動支援

地域福祉の担い手であるボランティアを支援するため、ボランティア、NPO等との情報交換、情報提供を行うなど連携の強化を図ります。また、ボランティアセンターの機能充実を目指し、ボランティアセンターのあり方を検討します。

8 日常生活自立支援事業の充実

高齢者や障がいの方々が地域で安心して暮らしていくため、障がい等で判断が十分にできない方に対し、福祉サービスの利用手続や金銭の管理、重要書類の保管等の生活支援を行います。

III 主要事業の概要

事業名	事業の概要
◆ 法人運営事業	
会員加入推進	多くの市民の理解と参加が得られるよう、会員募集方法の研究・検討を行います。 ・普通会員、特別会員、施設会員募集
理事会・評議員会	理事会、評議員会、監査会を開催します。
基金運営委員会	福祉基金等の造成及び適切な運用を図るため運営委員会を開催します。
第三者委員会	本会が提供する福祉サービスの苦情を適切に解決するため委員を設置します。
寄付の受け入れ	福祉基金 ・地域福祉活動の推進とボランティア活動の振興のために活用します。
	交通遺児基金 ・義務教育中の交通遺児に配分金を贈呈します。
	善意銀行 ・善意の金品を預かり、福祉活動のために払い出します。
◆ 地域福祉事業	
社会福祉大会	表彰、感謝状贈呈（社会福祉功労者等の表彰、篤行・善行児童生徒の表彰、高額寄附者の感謝状など）及び記念講演を開催します。
広報啓発	市民へ福祉活動の情報を提供します。 ・社協だよりの発行（年6回） ・ホームページの運営
地域支援員事業	地域におけるつながりの再構築と仕組みづくりを側面的に支援します。

事業名	事業の概要
地域福祉活動の拠点づくり（福祉協力店）	地域福祉活動を積極的に推進している事業所等を福祉協力店として登録し、地域福祉活動の拠点をつくります。
地域福祉活動補助金	自治会等が実施する地域福祉事業へ補助金を交付します。
配食サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・西那須野地区のひとり暮らし高齢者等に昼食を配達し、安否を確認します。（週2回） ・会食会を開催します。
車いす貸出事業	車いすの利用が一時的に必要な高齢者等に貸出します。
車輛貸出	<p>【軽トラック貸出】 ボランティアグループ・福祉団体の活動を支援するため軽トラックを貸出します。</p> <p>【車いす送迎車貸出】 障がい者等の移動手段として車いす送迎車を貸出します。</p>
シルバー作品文化祭	高齢者の趣味の活動を推進するため交流・発表の場を提供します。
高齢者趣味の教室	高齢者を対象に、宝石研磨・陶芸・七宝焼・レザークラフト・絵手紙・着付け教室を開催します。（6教室）
ふれあい相談事業	<p>心配ごと相談 ・日常生活のあらゆる相談に応じ、助言・専門機関の紹介を行います。</p> <p>無料法律相談 ・弁護士による法律相談を開催します。（予約制）</p>
小口資金貸付事業	<p>低所得者に緊急かつ一時的な生活費を貸付けます。 ・限度額5万円</p>
福祉団体活動支援	<p>各団体の活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ連合会 ・身体障害者福祉会 ・母子寡婦福祉連合会 ・心身障害児者父母の会 ・在宅老人介護者の会 ・那須肢体不自由児協会

事業名	事業の概要
日本赤十字社事業	<p>罹災者援護事業 • 火災等罹災者支援のため、毛布等を備蓄します。</p>
	<p>非常食炊き出し訓練 • 災害時に備え、非常食の炊き出し訓練を実施します。</p>
◆ 日常生活自立支援事業	
日常生活自立支援	認知症高齢者、知的障がい者等判断能力が不十分な人の自立生活を支援します。
◆ 共同募金配分事業	
歳末たすけあい事業	経済的に困窮している世帯及び福祉施設等が安心して新年を迎えることができるよう支援します。
罹災者支援	罹災者に災害見舞金を配付します。
給食サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> • 黒磯地区のひとり暮らし高齢者等にボランティアが調理した昼食を配達し、安否を確認します。(週2回) • 会食会を開催します。
安心生活支援事業	住民同士の支え合い体制構築事業 <ul style="list-style-type: none"> • 茶話会を開催します。
	見守り福祉マップ作成事業 <ul style="list-style-type: none"> • 自治会において福祉マップを作成します。
	日常生活自立支援事業生活支援員のスキルアップを図るために研修会を開催します。
ふれあいの集い	那須地区の特別支援学級児童生徒や在宅心身障害者との保護者等の交流を図ります。(那須肢体不自由児協会事業)
福祉まつり等の開催	<p>市民に福祉に関する理解を深めてもらうため開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ふれあい広場 • 福祉まつり

事業名	事業の概要
見えづらさをサポートします！お役立ち講座	視覚障害者と家族等へ情報提供及び相談支援を行います。
おもちゃ図書館	障害児と健常児の交流を図ります。.
団体等活動助成金	各団体に活動助成金を交付し活動を支援します。 ・ボランティア連絡協議会 ・老人クラブ連合会 ・身体障害者福祉会 ・心身障害児者父母の会 ・在宅老人介護者の会 ・民生委員福祉活動交付金 ・とんぼの会
ボランティアセンター事業	ボランティア活動のコーディネート、情報誌発行などの広報啓発、ボランティア団体との連携及び福祉教育を推進します。
ボランティアセンター運営委員会	ボランティアセンターの適正な運営を図るため委員会を開催します。
ボランティア講座	ボランティアを育成するため、ボランティアに関する各種講座を開催します。
ボランティアサマースクール	中学生・高校生を対象とした福祉施設等におけるボランティア体験を実施します。
ボランティア活動振興補助金	ボランティア団体が実施する事業に補助金を交付します。
◆生活福祉資金貸付事業	
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯や障がい者世帯等に資金を貸し付けます。
臨時特例つなぎ資金貸付事業	住居のない離職者に公的給付金交付までのつなぎ資金を貸し付けます。

事業名	事業の概要
◆介護等事業	
居宅介護支援	ケアプランの作成、在宅介護に関する相談を実施します。
訪問介護	利用者宅に訪問し入浴、排せつ、食事の介助、その他の生活全般にわたる介護サービスを提供します。
障害福祉サービス	障がい者に訪問介護、移動支援の介護サービスを提供します。
通所介護	介護施設における入浴、食事、機能訓練等の日帰りの介護サービスを提供します。
◆障害福祉サービス事業	
心の里の経営	障害者総合支援法に基づく多機能型事業所として生活介護・就労継続支援事業を実施します。
つくしの経営	
ふれあいの森の経営	市の指定管理を受け、地域活動支援センターとして生産活動を中心とした生活訓練の場を提供します。
相談支援事業	障害福祉サービス等利用計画作成及び基本相談を実施します。